

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、
たる翌日)

条

例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年二月十九日

◆条

例 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例及び軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県条例第一号

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四、一七〇人」を「四、一七九人」に、「七〇八人」を「七一七人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県条例第二号

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県税条例及び軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例

(鳥取県税条例の一部改正)

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年十二月鳥取県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「改正後の条例」を「昭和五十六年度に支給する期末手当に關する改正後の条例」に改め、「当分の間」を削る。

附則第十五項中「改正後の条例」を「昭和五十六年度に支給する勤勉手当に關する改正後の条例」に改め、「当分の間」を削る。

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例及び軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに交付する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

第二十八条の二第三項中「二百円」を「三百円」に改める。

第六十一条第二項中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に、「第三十六条の二第一項」を「第三十六条の二の二第一項」に改め、同条第三項中「第三十六条の二の二」を「第三十六条の二の三」に、「行なわれた」を「行われた」に、「行なわれない」を「行わない」に改める。

第六十一条の二の見出し中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改め、同条中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

(軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部改正)

第二条 軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例（昭和三十一
年六月鳥取県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二百円」を「三百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県条例第四号

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中	輕費老人ホーム	鳥取県立岩井長者寮	岩美郡岩美町
	鳥取県立福原莊	米子市	

に改める。

別表第三の表中「三七、〇九〇円」を「三九、九一〇円」に、「三六、〇九〇円」を「三八、九一〇円」に、「三八、〇九〇円」を「四〇、九一〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

第五条（見出しを含む。）中「鳥取県立岩井長者寮」の下に「及び鳥取県立福原莊」を加える。

第八条の表中

鳥取県立日南特別養護老人ホーム	日野郡日南町

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

輕費老人ホーム	鳥取県立日南特別養護老人ホーム

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(利用の許可)

第三条 市場において、別表に掲げる施設（以下「市場施設」という。）

を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

第四条中「前条の規定による許可を受けてする市場」を「市場施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第三条、第四条関係）

売却	区分	使用	用	位	金額	料
水産物の卸売のための利用					乗じて得た額を金乗に千分の販売額を	

備考

一 荷さばき量が二十キログラム未満であるとき、又は荷さばき量に二十キログラム未満の端数があるときは、二十キログラムとして計算するものとする。

二 使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算するものとする。

三 使用時間若しくは使用期間が一時間若しくは一月末満であるとき、又は使用時間若しくは使用期間に一時間若しくは一月末満の端数があるときは、一時間又は一月として計算するものとする。

四 関係事業者施設用地の使用期間が一年未満であるときは、又はその使用期間に一年未満の端数があるときは、月割りをもつて計算する

設施		務業	水産物の荷さばきのための利用	生鮮水産物一箱又は二〇キログラムにつき	加工水産物二〇キログラムにつき	四円五〇銭
駐車場	店舗	仲卸	車場	一月面積一平方メートルにつき	一月面積一平方メートルにつき	九七〇円
給水施設	給水施設	給水施設	給水量一立方メートルにつき	一月面積一平方メートルにつき	一月面積一平方メートルにつき	二、〇〇〇円
会議室	会議室	事務室	会議室	使用面積一平方メートルにつき	一時間	二一七円
関係事業者施設用地			関係事業者施設用地	使用面積一平方メートルにつき	一年	七円
					五九七円	

ものとする。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

る条例

鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月
鳥取県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

区 分	使 用 料
会 議 室	単 位 金 額
その他の室	使用面積一平方メートルにつき一月 九七〇円

備考

一 使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メー
トルとして計算するものとする。

二 使用時間若しくは使用期間が一時間若しくは一月未満であるとき、
又は使用時間若しくは使用期間に一時間若しくは一月未満の端数が
あるときは、一時間又は一月として計算するものとする。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここ
に公布する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県
条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

三十一年	皆生第四
米子市皆	

一六	二四	二四
----	----	----

に改める。

鳥取市浜坂
二四

浜第一	鳥取市浜坂
四	を

河北	に、
河北第一	に、
五十五年	東浜第七
五十五年	東浜第七

三十八年	東浜第一
四	鳥取市浜坂
三十九年	東浜第三
三十九年	東浜第三

三十一	皆生第四
皆生第四	米子市皆生
六	に、
三十八年	東

五十五年	東浜第七
五十六年	東浜第八
五十六年	東浜第九
五十六年	河北第二
富益	倉吉市福庭

別表第一の第二種県営住宅の表中
に改める。

五十六年	みどり第一	東大字赤崎
五十六年	みどり第一	八
五十六年	宮岡	町大字郡家
五十六年	宮岡	八頭郡郡家
五十六年	六	六

別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表の皆生第四団地、東浜第一団地及び東浜第三団地に関する部分は公布の日から、その他

國中及び土師百井	郡家町
國中及び土師百井	郡家町
國中、土	國中、土

附 則

この条例中別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表の皆生第四団地、東浜第一団地及び東浜第三団地に関する部分は公布の日から、その他

の改正規定は規則で定める日から施行する。

別表第二の表中
に改める。

國中及び土師百井	郡家町
國中及び土師百井	郡家町
國中、土	國中、土

三三
四八

三三
四八

別表第一の第二種県営住宅の表中
に改める。

五十六年	みどり第一	東大字赤崎
五十六年	みどり第一	八
五十六年	宮岡	町大字郡家
五十六年	宮岡	八頭郡郡家
五十六年	六	六

別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表の皆生第四団地、東浜第一団地及び東浜第三団地に関する部分は公布の日から、その他

(号外) 第9号

7 昭和57年2月19日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一、〇八〇人」を「一、〇九〇人」に、「四八五人」を「四九〇人」に、「四七一人」を「四七六人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県条例第九号

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一施設利用料金の表中

一コート一時間につき 百円。ただし、夜

間照明をした場合に
に改める。

あつては、三百円

別表第二の二遊具利用料金の表中

一時間につき 二百円

三

十分間につき 百円

に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県条例第十号

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する等の
条例

(貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正)

第一条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月

鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表中寡婦福祉資金の項を削る。

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)

第二条 鳥取県特別医療費助成条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第二十
七号)の一部を次のように改正する。

別表第七号中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

(鳥取県寡婦福祉資金運営委員会設置条例及び鳥取県寡婦福祉資金貸付事
業特別会計条例の廃止)

第三条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 鳥取県寡婦福祉資金運営委員会設置条例(昭和四十四年三月鳥取県
条例第六号)

二 鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計条例(昭和四十四年三月鳥取
県条例第七号)

鳥取県史編さん審議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

鳥取県史編さん審議会設置条例を廃止する条例

鳥取県史編さん審議会設置条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第七号)

は、廃止する。

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則

1 この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計に属する権利及び義務は、母子福祉法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第百七十九号)による改正後の母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十九条の二第五項において準用する同法第十三条第一項の規定により設ける特別会計がそれぞれ承継する。